# 住宅時事往來

# 外国人の居住問題を考える NO.5

1993/July

編集・発行: まち居住研究会(ジオ・プランニング内) 東京都千代田区飯田橋4-5-4, #201 〒102 tel.03-3238-0574 fax.03-3238-7878 editing & publication: The Community Living Research Group c/o GEO planning, Inc.: 4-5-4, # 201 lidabashi Chiyoda-ku, Tokyo 〒102

## 外国人の最新居住動向

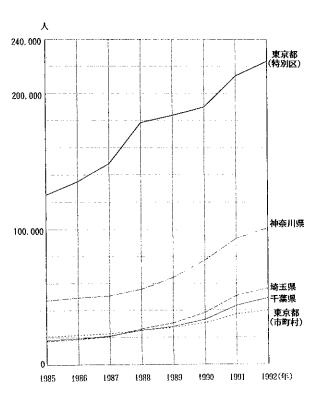
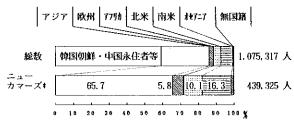


図1 都県別外国人登録者数の推移



\* 総数から、在留資格が「永住者、協定永住、法 126、法1260子」 の韓国・朝鮮人及び中国人(台湾人を含む)を除いた登録者数

図2 ニューカマーズの国籍別構成

ここ1、2年、私たちの身近に生活する"外国人"は ますます増えてきた。日本人と共に学ぶ留学生、企業で 働く外国人に加えて、一頃マスコミを賑わせたイラン人 報道や中国人密入国騒ぎなど、日本へ流入する外国人の 状況もこのところめまぐるしく変化してきている。私た ちは世界のいろいろな国から、いろいろな人達が、いろ いろな希望や目的を抱いて日本へやってくるというこの 流れは、もはや止まることのない"現実"として受け止 めなければならないことをひしひしと感じつつある。確 かに、日本で生活する外国人の数はこのところ着実に増 えつづけている。1990年 (12月末現在)107万人だった外 国人登録者数は、2年後の1992年(12月末現在)128万人。 に達しており、実にこの2年間で20万人も増えているの である。これらニューカマーズの急増ぶりは、今後日本 におけるオールドカマーズ(いわゆる在日朝鮮・韓国人 等の人びと)と、ニューカマーズの比率を大きく変えて いくことになるだろう。そこで本号では、最近の外国人 居住者の流入状況および居住地動向について概観しよう。

まず顕著な傾向として言えることは、首都圏における ニューカマーズの急増である。首都圏(東京・神奈川・ 埼玉・千葉)の外国人登録者数は約47万人となっている が、この内東京都には約26万人の登録者がいる。もちろ んこの26万人の中には、オールドカマーズも含まれてい るのだが、その比率は全国平均で約6割と言われている のに対して、東京では現在約3割(東京でも1985年にお けるオールドカマーズの割合は約5割であった)と、既 にニューカマーズがオールドカマーズの2倍以上に達し ている。例えば、大阪府の場合は外国人登録者数は約21 万人となっているが、この内ニューカマーズは約4万人 を占めるにすぎない。また東京以外の神奈川・埼玉・千 葉では、1989年以降ブラジル人やペルー人などの日系人 が急増しており、やはりニューカマーズの割合が高まっ ている。また外国人登録をしていないオーバースティの 数を加えれば、首都圏におけるニューカマーズの割合は 実質的にはもっと多いといえるだろう。これらニューカ

マーズの国籍別構成(図2)をみると、全国レベルでは アジア諸国が65%を占めており、次いで南米、欧米諸国 がそれぞ16%となっている。東京都のニューカマーズに ついてみれば中国人が圧倒的に多い。

さて次に外国人登録者数の推移について近年の動きを 国籍別にみてみよう。1都3県ともに韓国・朝鮮人に次 いで第2位を占める中国人は、1987-1988年にかけて急 増した後、1988-1990年にかけて伸び率がやや鈍ったが、 1991年以降再び増加が著しい。東京都では1988年・1989 年と中国人の登録者数が全く横這い状態になり、その間 神奈川・埼玉・千葉に中国人の居住地が滲みだしていく 状況が読み取れた。しかし1990年以降になって東京でも また登録者数が増加し始め、都心部における集積も引き 続き見られる。また神奈川・埼玉・千葉の3県では、中 国人に次いで 1989-1991年の2ヵ年でブラジル人・ペル 一人が5-10倍へと飛躍的に増加した。これは新入管法施 行(1990年6月)を契機に日系2・3世及びその家族は 定住者ビザがとれるようになったため、多くの日系人が 来日、東海地方を中心に急増したからで、首都圏でみれ ば、神奈川県の横浜市・川崎市・藤沢市・平塚市でいず れもブラジル人の登録者数が 1,000人を越えた (図3,4, 図5)。このようにニューカマーズとして来日する外国 人の国籍や流入数は、近年目まぐるしく変化してきてお り、その背景としては、国際情勢や日本経済の状況など が影響しているが、直接的には日本政府の方針あるいは 入国管理行政による要因が大きい。例えば東京近辺では、 以前は建設現場や製造業の工場で見かけることの多かっ たバングラデシュ・パキスタンからの労働者が1988年を ピークに減少し、代わってイラン人が急増、しかし最近 ではこれも新規の入国者数が減少してしまった。その理 由としては、1989年1月にバングラデシュ・パキスタン に対するビザ免除措置の一時停止が発効され入国が難し くなったこと、加えて新入管法の施行により、不法就労 者を雇用した雇用主に対する罰則規定が設けられたこと があげられる。またイラン人についても、1992年4月に ビザ免除措置の一時停止が発効し、それ以降流入現象は **沈静化した。このように流入する外国人の状況は刻々と** 変化しつつあるが、一つだけ確実に言えることは、新た に流入する外国人の増加に加えて、従来からの「定住」 か「出稼ぎ」かといった二極論的議論の狭間で、出稼ぎ 労働者の滞在の長期化や再入国するリピーター層の増加 により、日本で生活する外国人居住者の数は増加の一余 を辿ることはあっても減少することは、もはやあり得な いであろうということである。

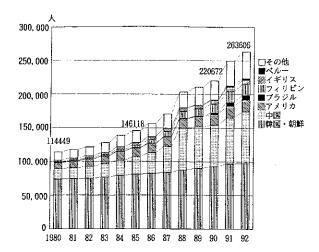


図3 東京都の国籍別外国人登録者数の推移

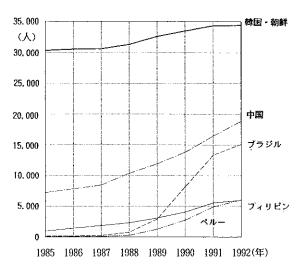


図4 神奈川県の国籍別外国人登録者数の推移 (1992年上位5ヵ国)

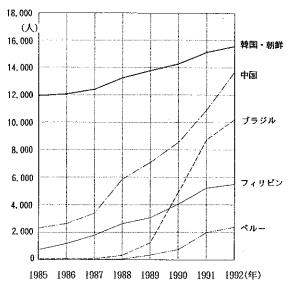


図5 埼玉県の国籍別外国人登録者数の推移 (1992年上位5ヵ国)

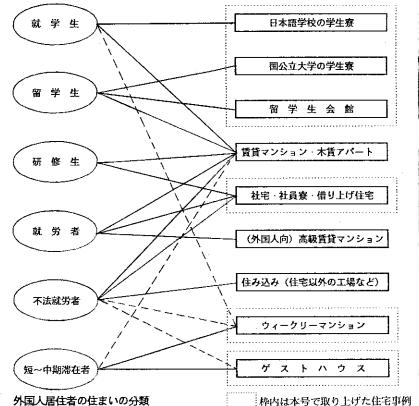
# 外国人の住まいはいろいろ

これまで「住宅時事往來」の各号では、主として民間 アパートやマンションに暮らす外国人の住まいを紹介し てきた。しかし、外国人の住まいとしては、それ以外に も超高級外国人向け賃貸マンションから、旅行者や語学 教師など短中期滞在者がよく利用するゲストハウスなど 様々な種類がある。本号では、これまでに取り上げるこ とのできなかった外国人の住宅事例を取り上げ報告する。 個別の住宅事例を紹介する前に、ここでは日本で生活す る外国人の住宅の種類について簡単に説明しよう。

まず留学生や就学生の住まいとしては、学校側が用意 するケースと学生が自分で住まいを探すケースの2通り がある。 留学生 (大学・専門学校の学生) を対象とした 学生宿舎としては「大学の学生寮」と「公益法人の留学 **牛会館」がある。しかし現状では木賃アパートなど「民** 間賃貸住宅」で生活する留学生が全体の8割を占める。 一方就学生(日本語学校の学生)の住まいは「日本語学 校の寮」と「民間賃貸住宅」の2種類がある。しかし実 際に学生寮のある日本語学校は少なく、来日当初から民 間アパートに居住せざるを得ない就学生が圧倒的に多い。

研修生や日本で働く外国人(合法・非合法を含めて) の場合は、会社が用意するケースと自分で住宅を借りる ケースがある。正規の就労ビザで働く人に対して会社が 用意する住まいとしては、本国から派遣された外資系企 業支社長などを対象とした「超高級外国人向け賃貸マン ション」、一般社員を対象とした「社宅・社員寮・借り 上げ住宅」などがある。しかし自分で「民間賃貸住宅」 を借りて居住している人たちも多い。一方、オーバース ティで働くアジア人男性労働者や興行ビザで働くフィリ ピン人女性など、いわゆる"外国人労働者"と呼ばれる 人たちの住まいは、リクルーターや雇用者が職場と一緒 に用意する「社宅や社員寮・借り上げ住宅」が多い。借 り上げ住宅の場合は、賃貸住宅の一室に、同国人数人で 同居というのが一般的である。しかし最近では、会社名 義でも部屋が借りられず、作業場や工場の一隅に「住み 込み」で働いている人もいる。またオーバースティであ っても、日本での生活が長期化するにつれて、「民間賃 貸住宅」を自分で借りて居住している人も少なくない。

最後に旅行やフリーのビジネスなどで、数週間から半 年・1年程度日本に滞在する外国人の住まいとして「ウ ィークリーマンション」や「ゲストハウス」がある。こ れらは住宅と言うよりもホテルとアパートの中間的存在 で、ホテルよりは経済的な住まいとして利用する人が多 い。また最近では、就学生やオーバースティの外国人が、 アパートの代わりに借りるケースもでてきている。







社員寮

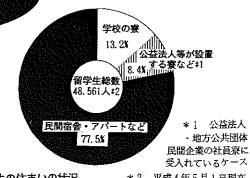


<sup>\*</sup> 特にことわりのない限り本稿の外国人登録数のデーターは 1992年12月末日の数値である。

日本政府は21世紀初頭をめざして「留学生受入れ10万 人計画」を推進している。留学生数も年々増加しており、 1992年5月現在で留学生は、48,561人に達している。う ち国費留学生(日本政府から奨学金を支給されている) は全体の11.7%、外国人政府派遣留学生は 2.2%を占め、 残る86.1%は私費留学生である。一方、語学学校(専修 学校)で日本語教育を受ける就学生も増加しており、90 年12月では35,395人が滞在している。

留学生・就学生の住まいは、大きく分けて、各学校の 学生寮や留学生寮、公益法人・自治体が設置する留学生 会館や企業等が社員寮を開放して受け入れる宿舎、民間 のアパート・下宿の3つに分けられる。学校の祭や留学 生会館については低廉で質のよい空間を提供できている ものも多いが、いずれも数が少なく、入居期間が1~2 年に限定されているものもあり、民間アパート等で生活 するケースは多い。また、これらの学生宿舎には、入居 資格に国費留学生優先などの条件もあり、私費留学生の 場合ほとんどが民間アパート等で生活しているのが現状 である。就学生の通う日本語学校の場合も、実際に学生 寮のあるものは少なく、中には寮といっても6畳1室に のもあるなど問題が多い。

文部省の調査によると、留学生の場合、学校や公益法 であった。



留学生の住まいの状況

\*2 平成4年5月1日現在

人等が設置する宿舎に入居している留学生は全体の22.5 %に過ぎず、残る77.5%は民間のアパート等に入居して いるのが現状である。これに対して、文部省の「21世紀 への留学生政策の展開について」の中では、西暦2000年 時における留学生の住まいについて公的宿舎4割、民間 6割という月標を掲げている。

いずれにしても、将来半数以上の留学生が民間アパー トに居住することになり、この部分に関しても何らかの 援助をする必要があろう。ちなみに、現在留学生に対し て住まいの斡旋を行っている側内外学牛センター東京学 生住宅相談所の小澤泰雄所長、同住宅課佐藤末雄係長に よると「私費留学生を受入れてくれる家主に対して協力 4人詰め込まれたり、老朽木賃を借り上げ寮と称するも 金を支給する指定宿舎事業を行っているが、平成4年度 は全国で 700戸の部屋しか確保できていない」とのこと

## 日本人学生との交流もはかれ 安さが魅力の大学寮

#### 東京大学三鷹国際学生宿舎

◎所在地:東京都三鷹市

◎建物:RC造3階建2棟(1993年6月―部完成)

◎共用施設:ラウンジ、無料ランドリー(洗濯機、乾燥機)、

コインランドリー、テニスコート、卓球台。

◎個室: 1,000戸(完成時)。個室約 4.5畳大、ミニキッチ ン、収納、トイレ・シャワー専用。

◎宿舎費等:宿舎費 6,000円/月、共益費 2,000円/月、各 部屋光熱費の基本料金 1,800円/月(4~10月) 2,500円 /月(11~3月)+各自が個人使用料をプリペイドシステ ムにて支払う。電話機レンタル料 1,800円/月。

JR中央線の三鷹駅からバスで20分。東京大学の学生 のための宿舎で、日本人学生と外国人留学生に7:3の 割合で提供している。今年の4月竣工予定で建設が進め られ、ようやく6月に入居し始めたが、まだ郵便受けや

公衆電話も設置されていない状況だ。ブラジルからの留 学生アンジェロ・アキミツ・イシさんの部屋を訪ねた。 「3月に東京に出てきて、新宿と池袋で部屋を探したが 希望の条件と家賃が合わず、やっと吉祥寺に66,000円の アパートを借りたばかりだった。この寮のことは最近に なって大学の掲示板で知った。前のアパートは駅から近 く、吉祥寺の街も気に入っていたけれど、家賃が10分の 1になるのは大きい。礼金と不動産仲介料は無駄になっ てしまうけれど、寮に入る事に決めた」と言う。ここに 住んでみての感想は「駅から遠いためとにかく不便。越 して来て1週間だがタクシーをもう4回も使ってしまっ た」。また個室のトイレはシャワー兼用、「外国人なら シャワーだけでいいだろう、と単純に思われると困る」 という。さらに、「個室に冷蔵庫がなくラウンジの共用 冷蔵庫だけなので、キッチンはあっても自炊は面倒。留 学生にとって、3万も4万円も出して冷蔵庫を買うとい うのは無駄なこと、備品として用意してくれればありが たい」とも語ってくれた。

#### 充実した施設の留学生会館 あとは地域との交流

#### 相師谷留学生会館

⑥所在地:東京都世田谷区

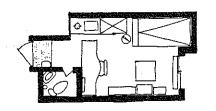
◎建物:R C 造 5 階建 (一部 2 · 3 階)。1992年 3 月完成。 管理棟 1 棟、単身者棟 4 棟、夫婦棟 1 棟、家族棟 1 棟。

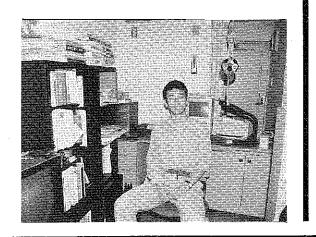
②共用施設:会議室、図書資料室、相談室、ホール、食堂、 ラウンジ、シャワー室、洗濯室など。

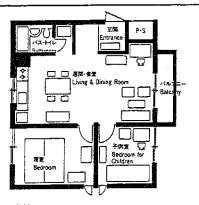
⑥個室:単身者用 320戸(約15㎡ワンルーム、トイレ付)、 夫婦用20戸(約41㎡1LDK、パス・トイレ付)、家族用 10戸 (55~58㎡2 L D K、パス・トイレ付)、いずれも冷 暖房·家具類付

◎宿舎費等:単身者用31,210円/月、夫婦用41,510円/月、 家族用45,630円/月。管理費なし、光熱費は個人負担。

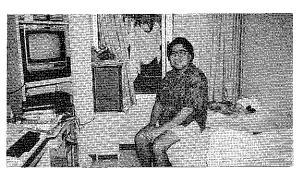
(助)日本国際教育協会の運営する祖師谷留学生会館は、 小田急線成城学園駅からバスで5分ほどの場所に立地し ている。教育大学の農場跡地であったという13,000㎡余 りの緑豊かな敷地の中で、外国人の子ども達が鬼ごっこ をしている姿を見かける。副館長の甲斐睦夫氏に「りっ ぱな建物ですね」と感嘆を漏らすと「私たちはこのよう な留学生会館が必ずしもベストだとは思っていないので す」という言葉が返ってきた。「日本人にとっても首都 圏の住宅問題は深刻ですが、それ以上に留学生にとって は厳しい状況にある。欧米の場合は各大学の中に寮があ り、その国の学生たちと一緒に生活しながら勉強できる







家族用間取り



テゥク・シャフィウディンさん 前に住んでいたインドネシア留学生寮(民間)に比べたら快 適。共用の台所はあるが、混むので、冷蔵庫と炊飯器を持ち 込んで部屋で料理を作ることが多い。

環境が整っているが、日本の場合、特に首都圏の私立大 学ではほとんど設置されていないのが現状です。寮はな い、民間のアパートの家賃は高い上に質も良くない、し かも入居も大変ということでしかたなくこのような留学 生会館を作って運営しているが、留学生だけ集まって生 活するのはとても不自然なことです。土地の人達とコミ ュニケーションをはかりながら文化的交流をするという 留学本来の姿から外れてしまっています」と言う。

留学生にとって住宅は、滞在中最も頭を悩ます問題の 一つである。首都圏全部の留学生をこのような会館に収 容しようとしたら、この規模のものを 100以上つくらな ければならないことになる。東京の土地問題や建設コス トを考えれば非常に困難であることは言うまでもない。 現在でも同協会では国費留学生に対して12,000円の家賃 補助を支給しているが、将来的には、支給額を上げ、私 費留学生にまで枠を拡大する政策が最も効率のよい方法 だと同氏は語る。「ただでさえ絶対数が足りないのに、 日本人学生を入れたら意味がない。混住の理想は理想と して、現状では仕方がない。でも、ここでは地域の人達 にボランティアとして入ってもらって、茶道や日本語教 室の開催にも力を入れています。ここが留学生会館の一 つのモデルとなればいいと思っています。」

# 社員寮

日本人学生のために建てた120室 今では就学生・留学生の住まいに

ドミトリー・ミノワ

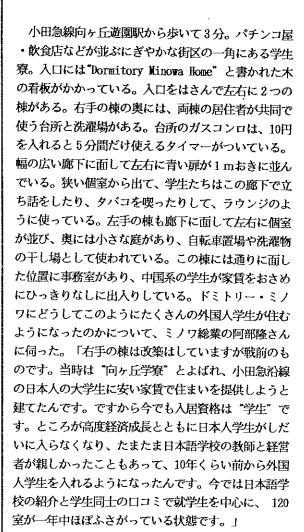
@所在地:川崎市多摩区

◎建物:木造2階建2棟 120室

@共用施設:便所·洗面所·洗濯場·台所

◎個室:約4畳。ベッド・机・椅子・戸棚・電話付き。 ◎家賃:16,000円/月 管理費 4,000円/月(各室の電気代

・電話使用料は除く)礼・敷金各2ヵ月

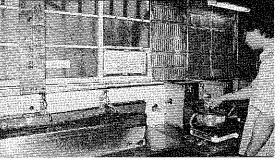


建物自体は原価償却しているので家賃は安く、交通 の便がいいこともあって、入居者の9割は中国人(中 国・台湾・香港・マレーシアなどの中国系を含めて) で、入居期間は1~2年が多い。総じて男性が多く、 他にはスリランカ・ミャンマー・タイ・韓国からの学



A君の個室

廊下に面して並ぶ概室





入口(上)、共同で使う台所

生もいる。1人部屋に1人が原則だが、中にはいつの まにか3~4人で住んでいる部屋もある。上海から来 たA君は「上海も狭いので、部屋の大きさは気になら ないが、夏暑いのと線路際で電車の音がうるさいのが 困る」という。A君のようにきちんと整理して住んで いる学生もいれば、床に鍋や食物・ポリ袋・衣類など が散乱し、足の踏み場もないほど乱雑にしている部屋 もある。風呂がないので、共用の洗面所で髪を洗った り体をふいている学生もいる。共用施設の清掃は入居 者の中国人学生がアルバイトとしてやっているという。

駅前なので、立地条件がいいこともあって、学生寮 は代替地に建てなおし、ここはビルへの建て替えも検 討しているという。そうなった時、新しい学生寮の家 賃を払って移り住める学生がどれだけいるのだろうか。

企業が外国人を一定期間、まとまった労働力として 雇用する場合、自社所有の社宅や寮を提供するか、雇 用主が戸建てやアパートの全室または一室を借り上げ るのかどちらかが考えられる。住まいの内容、借りる 条件はピンからキリまであり、例えば本誌Na4 で紹介 した群馬県大泉町の「東毛地区雇用安定促進協議会」 では社宅の基準を決め、それにしたがって各雇用主が

日本に着いたその日から生活できる住まいを提供して いる。しかし、同じ大泉町でも間に人材派遣会社が入 った場合、2DKのアパートに2家族・3家族が同居 させられるケースもある。また、一般的に中小の町工 場では、アパートの1室または1棟を雇用主が借りて、 タコ部屋的状況で1室に外国人を何人も住まわせ、給 料から住居費を差し引くというケースも多い。

# 共用部分はゆったりしているが

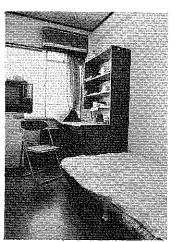
#### A社社員寮

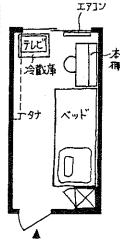
◎建物:RC造3階建・42室

〇共用施設:便所・洗面所・洗濯室・台所・浴室・ラウンジ ◎個室:約4畳。エアコン・ベッド・洋服ダンス・机・本棚

は備え付け。冷蔵庫・TV・ふとんの借り料6万円

◎家賃:4万円/月(水光熱費・管理費込み)





Cさんの個室

共同で使うラウンジ

新宿から小田急線で40分、さらに駅から歩いて10分、 4畳の個室は最小限の生活空間程表地の一角に建っA社の社員寮には、現在22名の中 国人男性が住んでいる。彼らはA社が計画している中 国との合弁事業の可能性をさぐるために、北京・上海 ・天津などのいろいろな業種の会社から、研修生とし て派遣されているのである。この寮はもともと日本人 の独身社員のために建てたのもので、台所・ラウンジ ・浴室・洗濯室などの共用施設は比較的ゆったりして いる。台所は12畳大ぐらいの広さで、ステンレスの調 理機器がセットされ、料理人の使う厨房といったとこ ろ。食器や鍋などもあり、寮生は自由に使える。台所 の隣は広いラウンジで大型のTVとゆったりしたソフ ァが置いてある。庭に面していて開口部も大きく明る い陽ざしが入ってくる。この部屋で食事をとることも できるそうだが、寮生の多くは自分の部屋へもってあ がり一人で食べるという。そのため個室には冷蔵庫が あり、なかには電気調理器をもちこんで、ここで料理 をする人もいる。もっともふだんは外食が多く、自炊 をするのは休日ぐらいだそうだ。浴室は一度に10人く らい入れるほどの広さで、毎日夜12時まで入れるとい う。2・3階は個室。廊下の両側に約4畳の個室が並 んでいる。ベッド・タンス・机・冷蔵庫・TVなどを 置くと、わずかな空間しか残らない。

居住者が全員同国人ということもあって、寮にもど ってくるとホッとするのか、大きな声で歌ったり、寮 生同士、中国語で話をしたりして、昼間のストレスを 解消しているという。寮生の多くは単身赴任。研修期 間の1年はこの寮で生活する。天津出身のBさんは結 婚してすぐ来日。北京出身のCさんは妻子を残しての 来日である。寮に住む研修生の給料は一律25万円、そ のうち5万円は派遣元の中国の会社へ。さらに4万円 の寮費が出ていく。Cさんは「日本人がこの寮に住ん でいた時、寮費は月7,000円だった。外国から来た人 の方が高いなんておかしいですよね」としかたがない と思いつつも日本の住居費の高さをなげく。

# ゲストハウス

ゲストハウスは「外人ハウス」とも呼ばれ、数ヵ月~ 1年程度滞在する外国人向け宿泊施設である。1つの建 物または住戸内にバス、トイレ、台所等を共用して数人 が居住する。個室は、1室に1人の場合もあれば、1室 を数人でシェアする場合もある。1ヵ月単位で貸し、礼 金はなく(敷金はとる場合もある)、前家賃を支払う。 家具等は備えつけ。家賃は水光熱費込みの場合が多く、 東京及びその周辺で1人4万円位から。中には2~3万 円のものもあるが、汚れがひどかったり6畳に4人が同 居するなど、質の差が大きい。ゲストハウスを選択する 外国人は、通常2年契約のアパートを借りると礼命分が 割高になり経済的に不利な場合や、観光ビザ等で来日し 仕事も定まっていない状況にあるなど、日本の通常の賃 貸住宅入居要件になじまず、アパートを探すのが極めて 難しい場合に多い。

外国人にゲストハウスやアパートを紹介しているキミ ・インフォメーションセンターの湊透氏によれば、ゲス トハウスの善し悪しは、経営者の維持管理にかかってい

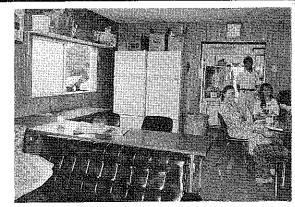
るという。共用部分がきれいに維持されていれば居住者 は汚さない。経営者が清掃せず汚れてくると居住者はど んどん汚す。そうなるときちんとした居住者は出ていっ てしまい、スラム化しあげくの果てには近隣から苦情が 来ることになる。バブル景気の頃は、不法就労者を詰め 込んで儲けようとする人たちが次々にゲストハウスを建 て、ゲストハウス数が急増したという。当時は良心的な ゲストハウスが一杯で入れず、外国人目当てのひどい商 売が成立していたのである。ただし、今はゲストハウス の対象となる外国人が減少し、彼らがよりよいゲストハ ウスに移ることで、淘汰されつつあるということだ。

私たちが訪問したゲストハウスには、ワーキングホリ デービザで来日したオーストラリア人が多く住んでいた。 このビザは延長して最大1年半の滞在が可能だが、期間 や仕事の問題で通常のアパートを借りることはかなり難 しく、どうしてもゲストハウスに集中してしまう。ワー キングホリデーでシドニーに来た若い日本人は皆とても いい家に住んでいるのにね、と居住者の1人は言った。

## 農地の中の新築ハウス 維持管理のよさで外国人に評判 U&Iゲストハウス

- ⑥所在地:東京都練馬区
- ◎建物:木造2階建3棟(築4年2棟、築2年1棟)
- ◎共用施設:台所(流し・コンロ等2箇所)、トイレ、シャ ワー (男女各3基)、洗濯室、ラウンジ、喫煙室
- ◎個室:全28室。1人部屋(4畳半か6畳)11室、2人部屋 (7畳か8畳) 7室。押入れ、洗面台付き。ふとん、机、 イス、冷房は備付け。冬は電気ストーブを提供。
- ◎家賃:1人部屋53,000~61,000円/月、2人部屋36,000~ 42,000円/月・人。他に管理費 5,000円/月。各室の電気 代は個別メーターで各自払う。礼金なし、敷金20,000円

農地の中に戸建て住宅やアパートが建ち並ぶ一角にあ るゲストハウス。経営者・谷治吉一氏の家は、代々ここ 以前から経営していた借家やアパートに外国人入居者が 前と2年前に合計3棟、28室のゲストハウスを建てた。 居住者は現在オーストラリア人が最も多く、その他ニュ の単身者。ワーキングホリデーや観光ビザで来た英語教ョンづくりも図っている。気持ち良く使ってもらえば、 1年程度で、多くは一度居住した人からの口コミでやっ 理することで結局経営がうまくいく」と谷治さん。



土曜の昼近く、ラウンジに集まり談笑する居住者たち。

てくる。入居に際してパスポート等の書類審査は特にな く、谷治さんが会って話をし判断する。今は全員が欧米 で農業を営んでいた。ゲストハウスを始めたきっかけは、人。限定しているわけではないが、いろいろな国の人を 一緒に住まわせてしまうと、食事を始めとして生活習慣 増え、彼らが住まいに困っているなら、外国人専用の住 の違いからトラブルが起こるので難しいとのことである。 宅をつくったらどうだろうと思ってのこと。新築で4年 共用施設はきれいに維持され、居住者もラウンジで快適 そうにくつろいでいた。共用部分は人を雇って毎日掃除 し、シーツは週1回取り替えて洗濯する。「2ヵ月に1 ージーランド・アメリカ・カナダなど、ほとんどが20代 度交流パーティを開くなど、居住者とのコミュニケーシ 師や日本語学校の学生が多い。居住期間は大体半年から そのうわさが口コミで広がり次の客が来る。きちんと管

## 昔は木賃、今はゲストハウス 狭くて古いが立地は便利

#### 大塚ゲストハウス

⑥所在地:東京都豊島区

◎建物:木造2階建1棟(築後30~40年経過)

◎共用施設:台所、トイレ(男性小用1、大用2)、シャワ

ー (1基)、サロン (4 畳大)

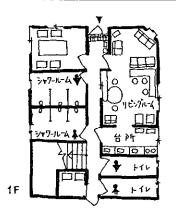
◎個室:全15室。全て3畳。半間の押入れ付。家具はなくふ とんは必要があれば貸す。

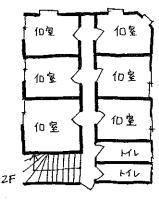
◎家賃:1室1人…54,000円/月、1室2人…2人で69,000 円/月。電気代は各室のメーターで月 500円までは無料。 他に共益費等はなし。礼金・敷金なし。

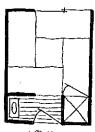
木造住宅密集地区の路地の奥、都電線路のすぐ脇に建 つこのゲストハウスは、設備共用の木賃アパートを改造 したもので、かなり老朽化している。全15室の個室はす べて3畳で、欧米人を中心とした居住者が住む。個室の うち4~5室は2人で住んでいる。友人を泊めてしばら く3人で住んだ人もいたという。管理人も建物内に居住 する。居住者はオーストラリア人が多く、その他アメリ カ人・マレーシア人・日本人も居住。外人ハウスだが、

ズ」や「ひらがなタイムズ」の広告を見て来る人が多く、 居住期間は平均3ヵ月、長い人は1年位。外人ハウスの 中では家賃が安く便利な立地だからと、居住している人 が多いとのこと。生活のルールは、共用部分で使ったり 汚したものは自分で片づけ、夜間の騒音など近隣に迷惑 をかけないようにと言う程度で、特にないそうである。

居住者の1人、オーストラリア人の男性(26歳・ミュ ージシャン) に部屋を見せてもらった。彼は、1992年6 月の来日当初から妻(日本人、オーストラリアで結婚) とここに住んでいる。モノトーンの内装にイラストやギ ターが飾られ、いい雰囲気を演出してはいるが、とにか く狭い。「お金の問題で、礼金・敷金なしというとここ しかなかった。1年以上ここに2人で住んでいるが、ホ ントに狭いよ。妻はイラストを描き僕は作曲、それをす べて3畳でやる。部屋は風通しが悪く夏暑いし冬寒い。」 もっと郊外で住宅を探したらと尋ねると、「家賃は安い だろうけど、僕は都会のエネルギーを感じていたい。東 京で「住む」ということは寝場所の確保だけの意味で、 何でも家の中でやるオーストラリアとは違う文化なのか な。ここではプライバシーもないので、妻とゆっくり話 日本人でも誰でもかまわないという。「ジャパンタイム をしたい時は夜遅くでも2人で外へ散歩に行く。」



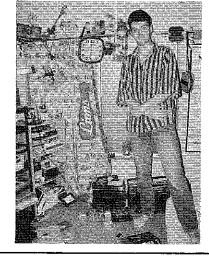




1人部屋 畳の部屋に 半間の押入れ、 洗面台付き



オーストラリア人男性:最近来日したばかりで、2人部屋に 住む。このゲストハウスはとてもきれいだけど、他のゲスト ハウスはひどい所が多いよ。いい所が見つかってよかった。



アメリカ人男性: 中学校の英語教師補 助として1992年7月 に来日。安い住まい を探し、ここは友人 に聞いて知った。住 宅の造りが小さい点 はちょっと困る。部 屋の入口ではいつも 頭をぶつけてるよ。

# ウィークリーマンション

短期滞在またはアパートを見つけるまでの一時的な住まいとして、近年外国人の利用が増えているのが週単位で借りられるウィークリーマンションである。都内には現在、約600箇所あるといわれている。なかでも外国人によく知られているのがツカサと協英。ツカサは都内に約20箇所あり、外国人が入室するには日本人の保証人が必要ということもあって、身元の確かな欧米人の利用者が多いと言う。棟によって多少の違いはあるが、共用部分としてフロント・コインランドリー・倉庫などがあり、支配人が常駐している。各室は1人から数名用まであるが、1人用だと1週間の利用料は38,000円から。また入室時に保証金として、1週間滞在なら2万円、3週間以上なら5万円払う。

一方、協英の扱っているウィークリーマンションは「ライフピア」という名称で、現在都内に約30棟・300室ある。もっとも多いタイプがプレハブ2階建、10室前後。共用部分はなく、各室はロフト付きのフローリング6畳弱の部屋にミニキッチン・ユニットバスが付き、入室したその日から生活できるように、家具

や生活道具もひと通りそろっている。 利用料は 1週間 42,000円から。また物品の保証金として入室時に7万 円、契約は週または月単位。「ウィークリーマンショ ンはホテルとアパートの間を埋める商品なので、外国 人にはパスポートは見せてもらいますが、保証人まで は求めません。契約時に何人で利用するか一応確認は しますが、人数制限はしていません。また常駐の管理 人をおいていないので、週1回私たちが見廻りに行き、 その時ゴミの出し方などは注意しています」と協英の 早川洋二さんはいう。ライフピアは今年で3年目。当 初は日本人だけだったが、現在は7割が外国人だとい う。内訳はアジア系(韓国・マレーシアなど)の学生 が4割、中近東の男性労働者が3割、コロンピアなど の南米系で水商売の女性が3割。半年から1年未満の 利用者が多く欧米系は少ない。日本人の保証人を必要 としないこと、1室に何人でも入居できること、管理 人が常駐していないことなど、割高ではあるが、アパ ートを借りられない外国人にとっては、このようなウ ィークリーマンションは"救い"ともいえる。

# ひとつ屋根の下に暮らす居住者の国籍はさまざま

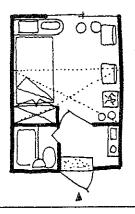
#### ライフピアA

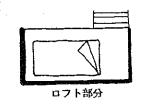
◎所在地:東京都杉並区

◎建物:プレハブ 2階建・10室

◎個室:ロフト付き6畳弱の板の間・ミニキッチン・ユニットバス。エアコン・ふとん・椅子・TV・電話、炊飯器などの調理機器、茶碗・箸・タオル・ゴミ袋などの備品付き。
 ◎居住者: 101号室/アメリカ人 102/空室 103 /韓国 電話1本で商売をしている。部屋は狭く、家賃(水光人 104/フィリピン人 105/日本人 201/コロンビ 熱果はみで日15万円) も高いが、東京はビジシフに有

ア人 202/フランス人 203/イラン人 204/韓国人 205/空室(1993年 6月)





狭い道路、密集する住宅に囲まれた街区に建つウィ ークリーマンション。外観は最近よく見かけるプレハ ブ2階建のワンルームマンションに似ている。 101号 室から 205号室まで、同じ表情の扉には名札は入って いない。「不動産屋では外国人にはなかなか部屋を貸 してくれない。友人が外国人でも借りやすいウィーク リーマンションのことを知っていて、ひと月前からそ の友人と2人で住むことになった。」と取材に応じで くれたイラン人男性はいう。彼はこの部屋にいながら 熱費込みで月15万円) も高いが、東京はビジネスに有 利なのでこのウィークリーマンションを選んだという。 身長 185cmくらいの大きな体なので、ミニキッチンや ユニットバスはいかにも小さいし、天井が低くすぐ頭 をぶつけてしまう。寝る時は1人がロフト、1人が下 にふとんを敷いて寝る。ふとんから足がはみ出してし まうという。「外国人のなかでも特にイラン人は住宅 が借りられなくて困っている人がたくさんいる。もし 友人が寝るところがなくて助けを求めてきたら、一緒 にこの部屋で住むつもり」。他の部屋の人たちとはほ とんど顔を合わせることもなく、壁一枚の隣に住む人 がどういう人かもまったく知らないで、このイラン人 男性はじっとビジネスの電話を待っているのである。

# サス/士 日本の社会制度と外国人

## 外国人にも 税金を納める 義務はあるのか

この欄では、日本に居住し働く外国人の"権利"を考える上で、これまでに幾つかの社会保障制度について報告してきた。では、日本に滞在する外国人の"義務"として、納税に関する制度はどうなっているのだろうか。ここでは、所得税と住民税をとりあげる。

#### 所得税

所得が発生すれば税金を支払う義務があるのは、外国 人も日本人と同様と見なされているが、外国人について は、その分類によって課税対象所得の考え方や税率が日 本人とは異なる場合がある。(下図)

雇用契約や在留期間からみて日本での勤務が1年以上 予定されている人、日本に引き続いて1年以上居住して いる人、家族と来日した人など、生活の本拠地が日本に あると認められた外国人は、所得税法の「居住者」に該 当し基本的には日本人と全く同じ方法で課税される。た だし、永住の意思がなく日本に住んで5年以内の人(非 永住者)は、海外で得た所得が対象外となる点が若干異 なる。彼らを雇用する企業は、日本人と同様に月々の給 与から予め源泉徴収を行い、毎年12月の年末調整時に改 めて配偶者・扶養家族・社会保険料等の控除額を確定し 税額を定め、支払い済の源泉徴収額と比較して精算する。

一方、日本で予定されている動務期間が在留資格等からみて明らかに1年未満である人などは「非居住者」に分類され、彼らが日本で働いて得た給与は、控除はなく所得額の一律20%が所得税として源泉徴収される。日本人や「居住者」に該当する外国人の所得税が、控除額を除いた課税対象所得に対し300万円未満の部分に10%、

300~ 600万円未満の部分に20%であることを考えると、「非居住者」に課せられる税額は、通常の場合、日本人・「居住者」に該当する外国人よりかなり高額になる。

#### 住民税

住民税(都道府県民税、市町村民税、特別区民税)は、 外国人であっても1年以上日本に滞在している人には課 税され、課税する側は、その年の1月1日現在に居住し ている場所の地方自治体である。課税に至る流れとして は、雇用者が所得税の源泉徴収を行う際に提出する給与 支払報告書が、課税対象所得額の確定後(即ち年末調整 後) に本人居住地の地方自治体へ送付され、その額に対 して課税される。課税する「住所」の原則は外国人登録 を行っている場所であるが、外国人登録地と実際居住し ている場所が異なる場合や外国人登録をしていない場合 などは、実際に居住している場所で課税する方針を取っ ており、給与支払報告書に記載された住所となるケース もある。つまり、外国人登録の有無や在留資格のいかん に関わらず、所得が給与として支払われ源泉徴収されて いる以上、1年以上居住する外国人には日本人と全く同 様に住民税が課税されるということである。

これまでに報告した公共住宅、医療保障、労災、教育などの社会制度では、制度自体は外国人に開かれていても情報提供不足等によって実際は外国人には使いにくくなっていたり、特にオーバーステイや資格外就労のいわゆる「不法就労者」には、"不法"であるが故に日本人に比べ様々な権利の制約が存在し厳しい状況にある実態が垣間見えた。一方、納税義務については、企業に雇用され給与が支払われている限り、外国人も所得税、住民税(1年後から発生)を日本人とほぼ同様(所得税についてはそれ以上の場合もあり得る)に支払わなければならない。この件に関しては在留資格も何ら問題にされず、全く"平等"に扱われているのである。彼らに課せられた義務と、認められているのである。彼らに課せられた義務と、認められている権利、受けることのできるサービスとの間にアンバランスはないと言えるだろうか。

#### **■**外国人労働者の所得税について

<分	類>	<課税対象>	<税 率>
居住者 ・日本国内に住所があるか 国内に引き続いて1年別上居住している人(国内で職業、技術研修印間を があるかじめ1年記録があらかじめ1年未満を っている時を除きに所 は国内にあると推定)	非永住者 ・国内に永住の意思がなく、 かつ国内に住所、居所を有 する期間が引き続いて5年 以下の人	・国内源泉所得(日本国内で得た所得)及び国外源泉所得の うち、日本国内で支払われまたは日本国内に送金されたものについてのみ課税 ・源泉徴収の対象は給与の全部	税額は、左記の対象から控除額を除いた課税対象額の各部分について以下の税率で算出した額(控除・税率は日本人と同じ)・300万円未満10%・300~600 20%・600~1000 30%・1000~2000 40%・2000万円以上50%
	<u>永住者</u> ・上記(非永住者)以外の人	・すべての所得について課税 ・源泉徴収の対象は給与の全部	
<u>非居住者</u> ・居住者以外		<ul><li>・国内源泉所得のみ課税</li><li>・源泉徴収の対象は給与のうちの国内源泉所得</li></ul>	税額は、課税対象額の一律20%



## 流動社会であることが新宿の"若さ" 外国人もそれを支える一部です



長野辨さん・金子直樹さん(新宿区住宅政策担当者)に聞く

新宿区の外国人登録者数は約19,000人。東京一の盛り場"歌舞伎町"や、アジア系外国人を中心に多くの外国人が生活する大久保界隈を抱える新宿区の行政担当者に、外国人との共存を模索する自治体の現状を率直に語ってもらった。

\*『住宅基本条例』に国籍による居住差別解消を明記 新宿区では平成3年2月27日に、区民の直接請求に基 づいて「東京都新宿区の住宅及び住環境に関する基本 条例」がつくられました。これは、区の住宅政策の基 本事項を定めたもので、第14条に、高齢者・障害者・ 乳幼児のいる世帯・外国人等に対する居住差別の解消 に努めることをうたっています。現状では、居住差別 の解消までうたっている自治体は他にありません。ま た、平成5年4月から、区内の不動産屋さんを通じて 「協力店制度」も発足させました。転居先の住宅が見 つからなくて困っている高齢者や障害者、外国人に、 協力してくれる不動産屋から住宅を紹介してもらおう というシステムで、現在協力店は58箇所。しかし、外 国人の問題を考えるとなると、住宅だけではなく様々 な生活習慣等も含めないと対応しにくい。区では英語 ・中国語・韓国語の3ヵ国語による「生活ガイド」や 『広報』を作成し、外国人登録窓口・出張所や不動産 屋に置いています。大きな意味では、これらの啓発活 動が外国人の居住者を受け入れていく際の出発点では ないかと思うのです。

#### \*外国人も新宿の流動人口を支える一要素

区内の日本人人口が減少していくなかで、新宿区として外国人を住民としてどう考えるのか、総論でいえば「国際都市新宿なので拒みません」と簡単なのですが、果して日本人と外国人の共存状態がうまく成立するのかどうか、個別な問題になってくるとすごく難しいだろうなという気はします。ただ新宿区の場合、人口問題を定住で一括りにできない面があります。もちろん良好な住宅地もあるので定住して住み続けるというのも重要な要素ですが、新宿のような都市部は"村"とは違う"機能的社会"です。絶えず一定程度の流動性があって、その中での一時居住かもしれませんが、ある程度プライバシーを互いに尊重しながら、最低限の協力関係を保っていく、それが都市型コミュニティであり、その流動性のある社会が、新宿の"若さ"みたいに言われてきた部分でもあります。外国人は歌舞伎

町の飲食店やビルメンテナンスを支える労働力として、新宿という街を支え、活力を担う一部となっているのも事実なのです。利便性や文化施設、通勤時間との兼ね合いなどから、条件にあった人がある時期居住する、流動層の中の一つの要素ですし、外国人ともやっていけないことはないのではないかと思うわけです。

\*個別の問題解決より心理的障壁の解消が一番重要 昭和30年代・40年代には日本人が職を求めて地方から 東京に流入してきて、木賃アパートに住んで金を稼い で仕送りしていた時代がありました。今アジアから働 きにきて日本で稼いでいる外国人も、グローバルに同 じことをしているだけで、江戸っ子が地方人に対して 抱いていた感情と同じようなものを、日本人が外国人 に対して抱くのだと、割り切ってしまえばそう難しい ことではないかもしれない。そういう心理的な障壁を、 お互いに歩み寄ってきちんと整理できれば、住宅に関 しても、日本人と同様に考えていけばいいのではない かと思うわけです。つまり、外国人も日本人と同じよ うに機会均等になれば、外国人の住宅問題として特別 意識した政策をとる必要はないと思うのです。異文化 の衝突から出発しているのだから、心理的障壁をどう 解消するかが一番、単純に言えば、外国人の問題も、 高齢者や子供のいる人に対するのと同じように弱者に 対する差別なのです。しかし、個々の自治体が対応す ることが難しい問題も多く、国としても方向性を示し ていって欲しいと思います。私たちにとっても、外国 人との関係は、生活習慣も含めてまだまだ試行錯誤の 段階なんです。

編集・発行: まち居住研究会 (ジオ・プランニング内) 〒102 東京都千代田区飯田橋 4-5-4-201 Tel 03-3238-0574 FAX 03-3238-7878 スタッフ: 稲葉佳子(フランナー) ・塩路安紀子(フランナー) 松井晴子(エティター) ・小菅寿美子 (飛貨)

次号予告:住宅時事往來6号 (10月発行予定) 「外国人居住を語る」 頒価 200円(送料実費)

タイトル文字: 松井なつ代